



2021年2月26日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンディスプレイ
代表者名 代表執行役会長 CEO スコット キャロン
(コード番号：6740 東証一部)
問合せ先 代表執行役 CFO 大河内 聡人
(TEL. 03-6732-8100)

金融庁による課徴金納付命令の決定について

2020年12月22日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にてお知らせいたしましたとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当社に対する21億6,333万4,996円の課徴金納付命令を发出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。その後、2021年1月14日付「課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出することを決議し、同日付で本答弁書を提出いたしました。

これにつき、2021年2月25日付で金融庁長官より納付すべき課徴金の額21億6,333万4,996円及び納付期限を2021年4月26日とする旨の決定を受け、本日その送達を受けましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、課徴金納付命令決定及び納付告知書に従い、課徴金を国庫に納付いたします。

なお、本件課徴金につきましては、2020年3月期第4四半期において、不適切会計関連費用の一部として22億円を特別損失「その他」へ見積計上しており、2021年3月期の損益への影響は軽微であります。

株主、投資家、お取引先を始めとする全てのステークホルダーの皆さまに、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深く反省し、重ねてお詫び申し上げます。

当社は、引き続き、ガバナンスの向上、内部統制の強化に取り組むとともに、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に励み、関係者さまからの信頼回復に鋭意努めてまいります。

以 上